

## 4-6 適正な地位の確立

社会環境の変化や国際的な動向、社会の要請に対応できる優れた技術力を有してこそ、建設コンサルタントが認知され、社会において適正な地位が確立される。

協会は、社会資本整備をリードする自律した建設コンサルタントを目指し、産業、企業を支える3つの基盤（倫理基盤、品質基盤、経営基盤）と4本の柱（多様な事業ニーズ、技術開発、組織力、自律した経営の実践）のもと、技術力の維持・向上のための取組みとして、多様な技術分野の専門委員会を設置し、先端技術動向の確認、従来技術の高度化などについて議論・検討しているほか、技術セミナーを開催している。また、国民に広く建設コンサルタントの業務と役割を認知されるとともに、地位の確立に向けて、建設コンサルタントの法制度の制定に向けた議論・検討を進めている。

### 4-6-1 建設コンサルタントの技術力向上

建設コンサルタントの技術力向上のために、協会では RCCM 資格の更新、継続教育・CPD 制度の運用、技術セミナー、品質セミナー、業務研究発表会の開催、会員企業では ISO 認証取得、企業内研修や外部研修への積極的な参画を促進している。

協会は、建設コンサルタントの地位向上や技術力向上のためには、社会環境の変化や国際的な動向、建設コンサルタントに対する要請の変化を勘案し、スピーディーに対応していかなければならない。そのために、協会及び会員企業は、技術力の向上について次のような対応を図っている。なお、技術者個人が取り組むべき内容は「5-3 技術者教育とその継続」に詳述する。

#### （1）CPD 制度の創設と各種団体との連携

協会は、土木学会や技術士会など 19 団体で構成される建設系 CPD 協議会に 2003 年（平成 15 年）の設立当初から参加している。平成 16 年度からは協会内に CPD 委員会を設置し、建設コンサルタント技術者に関わる CPD 制度を検討し、教育機会の拡大、システムの共有などを行っている。さらに、平成 17 年 4 月には CPD 制度の運用を開始し、プログラムの認定、CPD 登録管理、証明書発行などによって、RCCM をはじめとする建設コンサルタント技術者の技術力の向上、研鑽を図っている。

#### （2）技術セミナーなどの開催

協会は、技術委員会に専門技術分野ごとの専門委員会を設置し、先端技術動向の把握、従来技術の高度化などについて議論・検討しているほか、専門委員会が中心になって会員企業などを対象に技術セミナーや講習会、見学会を開催し、技術力の向上を図っている（表 4-6-1）。

#### （3）品質セミナーの開催

協会は、平成 12 年度から毎年、全国 9 支部で品質セミナーを開催している。この品質セミナーは、技術委員会/照査特別 WG が中心となって、業務を遂行する実務者層を対象に「エラー防止のために」とのテーマでエラー事例の紹介やそれに基づくエラー防止の留意点・対策を提案している。平成 16 年度からは発注者にも参加いただくようになった。

#### (4) 業務研究発表会

協会では、毎年インフラストラクチャー研究会<sup>※1</sup>と共催で業務研究発表会を開催し、建設コンサルタント技術者が自ら検討した業務や研究を発表している。この発表会では、学識経験者等が審査委員となり、優れた業績や発表に対して、技術者個人を表彰している。

※1 会員企業 30 社が幹事会社となり中村英夫東京大学名誉教授が座長となって設立した研究会。現在の会長は大島一哉氏（協会相談役）。

表 4-6-1 令和元年度 技術セミナーなどの開催実績

技術専門委員会名	技術セミナー名、講習会名、見学会名
交通・安全専門委員会	・交通・安全専門委員会 セミナー (観光地における交通の現状と今後の道路観光施策について)
ITS 専門委員会	・成果報告会・勉強会
道路専門委員会	・道路講習会 (道路整備計画とストック効果)
道路構造物専門委員会	・橋梁講習会 (保全技術)
河川計画専門委員会	・河川講習会 ・河川現場見学会
河川構造物専門委員会	・河川砂防技術基準設計編堤防の改定に伴う講習会
ダム・発電専門委員会	・現地見学会 ・地質技術報告会 ・若手ダム技術者のための講習会 ・ダム設計に関する技術勉強会
砂防・急傾斜専門委員会	・砂防現地見学会 ・砂防講習会・砂防研修会
都市計画専門委員会	・都市計画講習会
鉄道専門委員会	・鉄道専門委員会セミナー (年 2 回開催)
港湾専門委員会	・港湾施設研修会 ・港湾技術講演会
環境専門委員会	・環境専門委員会講演会 (東京・大阪 2 会場で開催)
土質・地質専門委員会	・設計技術者のための地盤技術に関する講演会 (2 拠点で開催)
政策・事業評価専門委員会	・政策・事業評価専門委員会セミナー (新たな時代の都市づくり・交通サービスのあり方) ・現地視察 (福岡)
参加型計画専門委員会	・草津川跡地公園の視察勉強会 ・シーニックカフェちゅうるい勉強会・現地視察 ・出石まちづくり公社ヒアリング調査 ・参加型計画専門委員会講習会「社会整備事業の変化と参加型計画の今後の展開」
海岸・海洋専門委員会	・現地視察 (神戸市須磨海岸) と意見交換会 ・海岸・海洋セミナー
国土情報専門委員会	(令和元年度は開催なし)
施工管理専門委員会	(令和元年度は開催なし)
自動運転WG	・一社) 日本自動車工業会との意見交換会
照査特別 WG	・「技術委員会/品質セミナー “エラー防止のために”」
品質向上専門委員会	・「品質の確保・向上に向けて」講習会 (国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構 (JAXA) 主任研究開発員を講師に迎えての講習会)

### (5) マネジメントシステムの導入

技術力の向上には、マネジメントシステムの導入と普及促進にも貢献している。協会では平成8年度から、全国9支部でセミナーを開催し、導入促進を図ったこともあり、90%以上の会員企業がISO認証を取得している。マネジメントシステムでは、教育研修や技術開発などの技術力の向上はもとより、システムを恒常的にPDCAサイクルで回していくことで、環境配慮、労働安全衛生、情報セキュリティ、リスクマネジメントなど、会員企業がこのシステムを利用して、企業活動全体のマネジメントの向上を図ることが期待されている。

### (6) 各企業での対応

会員企業各社では、各企業の経営状況に応じて、企業単独で継続教育費、研究開発費などを予算化して、社員研修や技術研修などの企業内研修、発注者や財団法人などの研修に積極的に社員を参加させている。また、外部研究機関や財団法人等への研修出向なども実施し、先端的かつ高度な技術を活用して各種対応を行っている。

### (7) 技術士・RCCM資格などへの対応

建設コンサルタント業務を遂行する上で、必須となる各種資格の取得が技術力向上の一つとして期待されている。標記の資格は、いずれも建設コンサルタント業務を遂行する上で必須であり、各企業及び協会も取得を支援している。RCCMに関連する資格は、継続教育の観点から更新が必要である。このほか、土木学会の技術者資格も更新が必要である。

技術力の向上に対する発注者及び建設コンサルタントへの要求は、これまで以上に高くなっており、継続的な技術研鑽を実施することが技術者としての責務となっている。

## 4-6-2 望ましい契約の在り方

「公共土木設計業務等標準委託契約約款」（以下「標準約款」という。）は、1995年（平成7年）に策定され、現在に至るまで建設コンサルタントが業務を実施する上で最も基本的なものと位置付けられている。その後、建設コンサルタント等を取り巻く環境が大きく変化したことを受けて2011年（平成23年）に標準約款が改正され、さらに今般の改正民法施行（2020年（令和2年）4月）に伴う対応を踏まえて、2020年（令和2年）4月に標準約款が再改正された。

ここでは、改正民法の概要および標準約款の改正内容を紹介する。

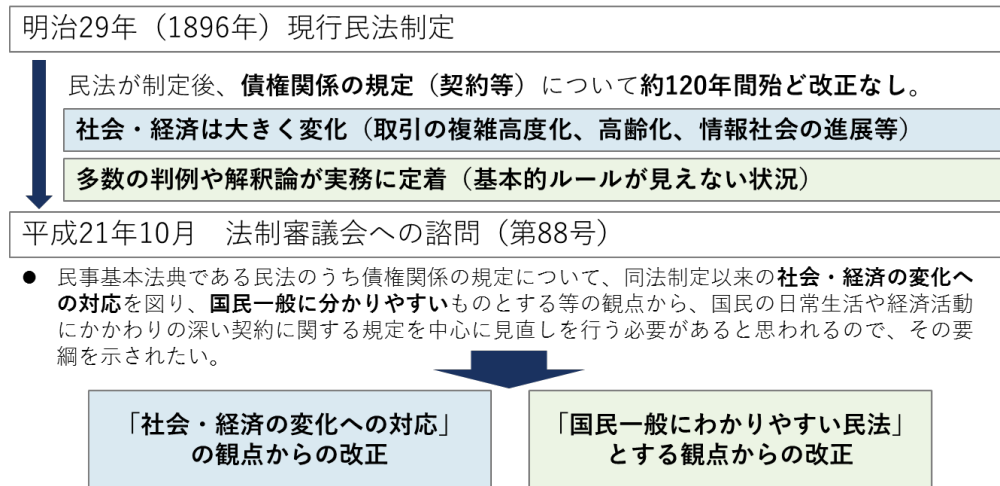
今後も引き続き、建設コンサルタントが目指す新たな役割を踏まえながら、業務遂行の基本となる契約の望ましい在り方について検討を加えていくことが必要である。

### (1) 民法改正の概要

民法が約120年ぶりに改正され、令和2年4月に施行された。改正が必要となった背景として、「社会・経済の変化への対応」の観点と「国民一般にわかりやすい民法」とする観点の2点があげられる。建設コンサルタントに関連する事項としては、「瑕疵」という用語の「契約不適合」への変更、損害賠償の過失責任化、契約不適合責任の効果の追加、契約解除要件の変更、契約不適合責任期間の変更などである。

民法が約120年ぶりに改正され、その背景について法務省から公表されている。改正が必要となった背景は、「社会・経済の変化への対応」の観点と「国民一般にわかりやすい民法」とする観点の2点である（図4-6-1）。

平成29年5月に改正法案が可決成立し、令和2年4月1日から施行されている。



法務省. 民法（債権関係）の見直し～「民法の一部を改正する法律」の概要～改正の概要 より

<http://www.moj.go.jp/content/001242837.pdf>

図4-6-1 民法改正の概要

建設コンサルタントに関連する事項として、以下が挙げられる。

まず、「瑕疵」という用語が廃止され「契約不適合」という用語に変更された。契約不適合とは、条文では「目的物が契約の内容に適合しない場合」と規定されているが、契約不適合がある場合に請負人は担保責任を負うと規定された。

次に、契約不適合があった場合の損害賠償について、従来無過失責任とされていたものが過失責任に変更された。契約不適合責任の効果についても、今まで認められていた「損害賠償請求」「解除」に加えて「履行の追完請求（修補請求）」や「報酬の減額請求」が明記された。

契約解除の要件、契約不適合責任を負担する期間も、改正民法により変更されている。

## （2）標準約款の改正経緯

平成7年に「標準約款」が策定され、その後、建設コンサルタント等を取り巻く環境が変化したことを受けて平成23年に一度改正された。さらに令和2年の改正民法施行に伴い、「標準約款」も再度改正された。

標準約款の策定、改正経緯を図4-6-2に示す。

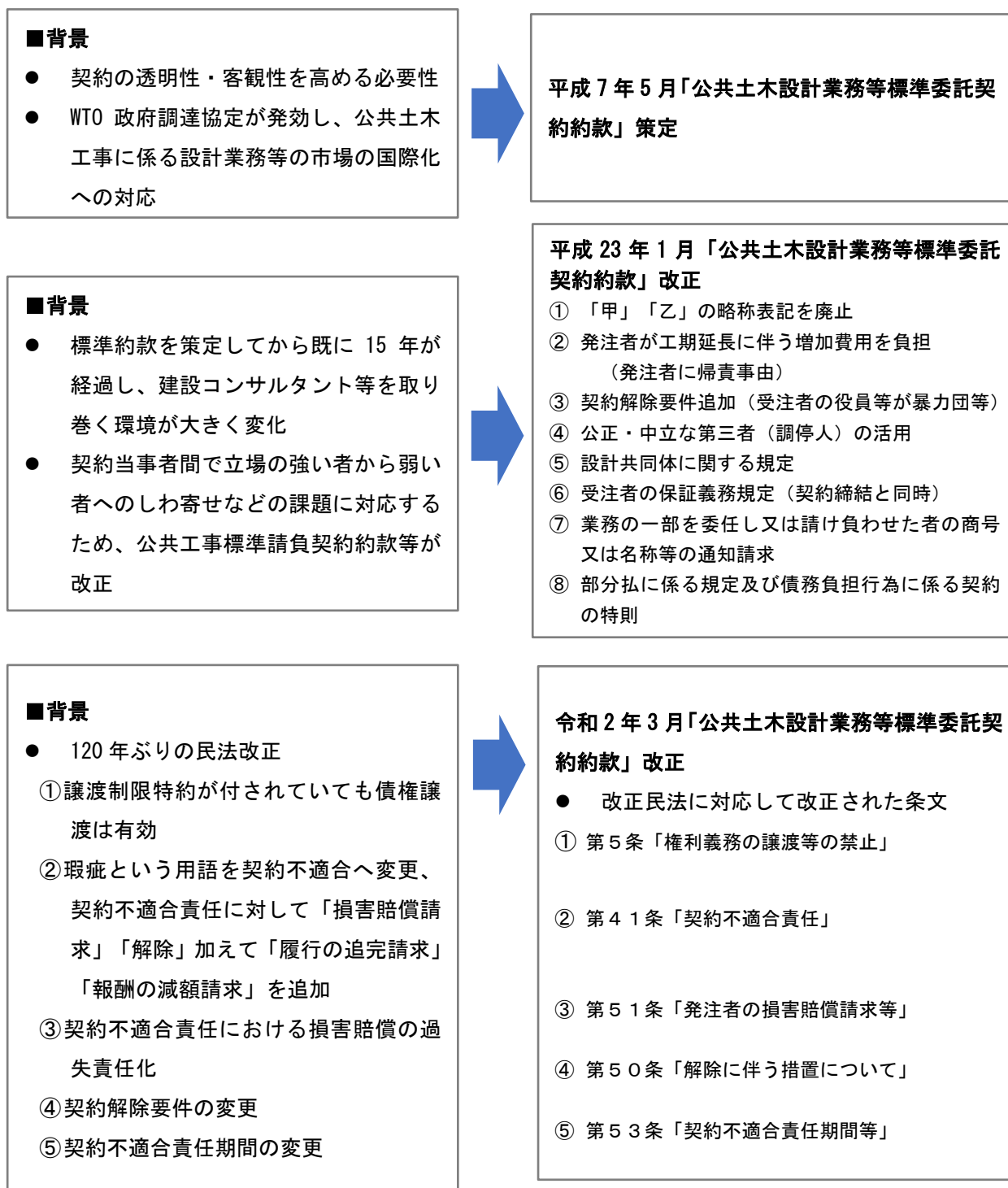


図 4-6-2 標準約款の策定、改正経緯

### (3) 標準約款に関する取組みと課題

標準約款には、「請負」と「委任（準委任）」の考え方が混在しており、問題を複雑化している。標準約款では、請負と委任の二つの考え方が存在している。「請負」は民法第632条に、「委任」は民法第643条に、それぞれ示されている民法上の契約方式である。弁護士を代理人とし



て契約締結を委託するような法律行為に関する委託は「委任」というが、法律行為でない事務を委託する場合は、民法第656条に示されているように「準委任」と表現される。建設コンサルタントが行う委託契約は、法律行為でない事務の委託であるため「準委任」という。

「請負」は、仕事を完成させることを約束し、その結果に対して報酬を与えることを約束する契約であり、請負人には当該仕事を完成させる責任がある。一方、「準委任」は、発注者が受注者との間の信頼関係に基づいて委託し、受注者がこれを承諾することにより成立する契約であり、一定の行為を行うプロセスそのものに対する責任がある。

このため、民法上の「請負」契約であれば、再委託することは原則として発注者の承諾なく可能であるが、「準委任」契約は発注者と受注者との間の信頼関係に基づくものであることから、原則として再委託には発注者の承諾が必要といえる。この点、標準約款は、「請負」、「準委任」の考え方が混在した約款になっていることから、問題を複雑化している。

準委任契約と請負契約の比較を表4-6-2に示す。

表 4-6-2 準委任契約と請負契約の比較

項目	準委任契約	請負契約	標準約款での位置づけ
定義	発注者が仕事をすることを受注者に委託し、受注者がこれを承諾することによって成立	受注者が仕事を完成することを約束し、発注者がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約束することにより成立	
責任範囲	プロセスに対する責任	完成する責任	請負契約
受注者の責任	善管注意義務	契約不適合責任	請負契約
再委託	受注者が有する技能を前提として契約するので、原則として不可	完成のための手段は問われていないので可能	準委任契約

#### (4) 損害賠償責任に関する問題点と考え方

契約不適合責任における損害賠償額は無制限であり、企業経営に大きな負担になるおそれがある。今後、発注者との合意により賠償額に上限を設けることが必要である。

標準約款を民法上の「請負」、「準委任」のいずれの考えをとったとしても、設計ミス等が生じた場合に「建設コンサルタントの責任範囲が不明確」、「賠償責任範囲が無限に拡大するリスクを背負っている」などの課題がある。

こうした背景から損害賠償責任保険制度が発足したが、加入企業は会員企業の約4割とまだ少なく、最近では保険事故の件数と支払金額の増加により、制度自体の存続が厳しさを増してきている(4-6-4 責任担保制度の確立の項に詳述)。

一般的に商法でも民法でも、契約不適合責任における損害賠償額に特に制限は規定されていない。しかし、民民契約では賠償限度額を設ける場合があり、その額は契約金額、あるいはその数倍とする規定である。契約として双方の合意により、賠償額に上限を設けることが必要である。

建設コンサルタントの損害賠償責任のあり方を検討し、各企業が契約当事者として公正な契約を締結でき、標準約款のさらなる改正などを発注機関へ提案することが必要なことから、令和元年12月に「損害賠償責任検討WG」を設置し、「損害賠償責任の上限金額の設定」、「建設コン

コンサルタントの賠償責任保険制度の創設」についての提言を作成中であり、令和2年度に発注機関に働きかける予定である。

### (5) 再委託に関する問題点と考え方

再委託についてプロポーザル等特定後の随意契約の場合、委託額の1/3以内に限定されている。しかし、多くの技術領域にまたがる業務では各分野の専門家の協力が必要な場合があり、再委託の制限に関して実態に準じた形で、仕様書の見直しや運用マニュアルづくりなどが必要である。

再委託に関する基本的認識は以下の3項目に要約される。

- ①一括再委託（いわゆる丸投げ）の禁止。
- ②承諾行為が従来は必ずしも十分に実行されてはいない現実があった。
- ③「主たる部分」の解釈が不明確でその適用が業務実態にそぐわない面がある。

標準約款が請負契約であるならば、一括再委託は論外としても受注者責任のもと、その裁量範囲内で再委託は行えることになる。

一方、平成20年9月の共通仕様書の改定では、承諾行為である再委託に関して随意契約の場合、原則として委託金額の1/3以内に限ることが明記された。単純な金額割合のみで再委託に制限を加えるのではなく、多くの技術領域にまたがる業務や広範な業務、例えば環境調査業務などでは各分野の専門家の協力を得ることが良質な成果の作成に欠かせないとの事例からも、特定の業務では個別に協議事項とすることも必要と考える。

こうした点からは、標準約款の改定とは別に、まずは共通仕様書や特記仕様書もしくは運用レベル（マニュアルなど）での改善が必要である。

### (6) 契約上のトラブルを回避するために留意すべき事項

契約上、トラブルを避けるために、段階ごとに「業務内容・範囲の明確化」、「詳細設計の目的変更」などについて注意が必要である。

企画委員会の契約のあり方専門委員会では、専門家を招き講演会を開催している。講演内容を基に、各段階において、トラブルを回避するために留意することを以下に取りまとめた。

#### 1) 入札・契約段階

##### ■業務内容・範囲の明確化

業務内容が不明確な案件を受注しないよう、業務内容・範囲を契約前の質問で発注者に提示するなど、契約時点で事前確認を行い、着手時の業務計画書で内容・範囲を明示することが必要である。

##### ■想定外の費用が必要となる場合の注意点

概略で調査した設計成果しかなく、不明確な内容がある場合、例えば、構造物の補修、補強設計において足場等の莫大な費用がかかる場合には、発注者に具体的な積算条件を質疑応答すべきである。

**■明確化できない部分は合理的意思解釈の問題**

契約書で明確になっていない事項については「合理的意思解釈」の問題になる。業務範囲は、一般的に予見できる範囲を越えるものは、追加と判断されることが多く、その範囲は裁判における互いの立証活動の結果によって判断される。つまり、裁判になった場合は、互いに業務範囲を主張し合った結果に基づき判断されることになるため、打合せ協議簿、メールなどの記録をエビデンスとしてしっかり残しておくことが重要である。

**2) 履行段階****■設計変更の契約権者**

設計変更について発注者側の業務担当者と約束を交わすことは良いことであるが、一般的に、業務担当者には契約権限がないことに注意が必要である。

**■設計に必要なデータが揃わない場合の注意点**

例えば、近傍の地質データや拡大した航空測量図面を使用して設計図を作成する場合、発注者にリスクを説明し理解してもらう必要がある。発注者側の業務担当者が技術者でない場合は特に注意が必要である。具体的には、地質条件が現場と違う可能性があることを事前に説明し、施工時の地質調査結果を用いて修正設計をする場合は有償となることから、設計時点で地質調査をした方がよいと協議する必要がある。また、現地測量成果がないと正確な設計ができないことを発注者と合意した上で、次の作業を進めることが必要である。

**■指示された設計条件の適否確認**

指示された設計条件をもとにした設計の再設計が有償か否かは、再設計となった原因による。指示された設計条件の適切性を事前に確認した上で、不適切と思える場合は発注者に確認する必要がある。こうしたケアが受注者側を守る最大のポイントである。

**■発注者が詳細設計の目的を変えてしまった場合の注意点**

例えば、道路設計、橋梁設計の共通仕様書では「積算目的」となっていたものが、運用では「施工目的」の成果品を望まれた場合の対処方法は、一般的には積算目的と施工目的で図面の精度及び業務量などに違いが出るため、業務初期の段階に協議をしてすり合わせをすべきである。

**3) 義務違反があった場合、権利を実現する手段**

義務違反があった場合、権利を実現する手段としては以下の3つの方法がある。

- ①当事者間の話し合い（第三者を入れない当事者間の話し合いによる方法）
- ②調停（第三者を入れた話し合いによる方法、ADR: Alternative Dispute Resolution）
  - ・裁判所の調停
  - ・建設工事紛争審査会（建設工事の請負契約に関する紛争のみで、土木建築設計は扱っていない）
- ③裁判（話し合いではなく第三者による判決に委ねる方法）



### (7) 今後の望ましい契約の在り方

建設コンサルタント業務の多様化・業務領域の拡大、求められている新たな役割などを踏まえつつ、業務遂行に最適な契約の在り方について検討を進める必要がある。

建設生産・管理システムにおける3次元データやICTの活用等による生産性向上に向けたi-Constructionの推進、働き方改革の推進、発注者を支援する方式（CM方式、事業促進PPP方式等）やECI方式など入札契約方式の多様化、海外展開やPFI事業などへの業務領域拡大など、建設コンサルタントを取り巻く状況は大きく変化してきている。

また、建設コンサルタントは、社会資本整備における事業者を支援する従来の役割に加えて、国民、事業者、施工者との関わりや国際化に向けた対応等のなかで、その役割を多様化し拡大していくことが求められている。国土交通省「CM方式(ピュア型)の制度的枠組みに関する検討会」においてもCM業務委託契約約款に関する検討事項が表4-6-3に示すように整理されている。

今後は、建設コンサルタントの新たな役割を踏まえながら、上記に示すような様々な施策等を横断的に捉え、業務遂行の最も基本となる契約の望ましい姿について、FIDIC契約約款などを参考に検討を進める必要がある（著作権については、4-6-3 望ましい著作権の在り方の項に詳述）。

表 4-6-3 CM 業務委託契約約款に関する検討事項

	検討事項	CM 業務委託契約約款における扱い
I. 準委任契約の扱い	契約形態の扱い	準委任契約で扱う。
	検査時の検査対象及びその引渡しの規程について	CM 業務は成果品の作成を目的としているものではないため「成果物」は無いが、その業務の完了（履行）を確認するために、「業務報告書（履行報告）」を規定し、その検査をもって業務完了とすることが考えられる。
	契約解除時の支払に関する規定の扱いについて	既に業務として履行した部分については、発注者支援業務の規程を参考に、既履行部分を検査のうえ、支払わなければならない。
II. 契約図書の位置付け	CMR がプロジェクトに存在する場合の設計者、施工者への責任規定の扱い	CM 業務の契約約款のみ、責任の非免除規定を設けることはしない。
III. 関係者の役割と責任	CMR への情報提供に関する発注者の義務規定の扱い	事業の進捗に伴い必要な情報が変わることや、網羅的に把握することは困難なため、受発注者双方が努めることとし、契約約款には規定しない。
	関係者（発注者、CMR、設計者、施工者等）の権限等の明確化規定の扱い	CMR の関与の範囲は事業毎に異なることから、CM 業務の共通仕様書及び特記仕様書で規定する。
	CMR 関与に関する設計者、施工者等への明示通知規定の扱い	CMR が関与を開始するタイミングは事業毎に異なり、さらに設計者・施工者への明示の方策は種々あることから、契約約款には規定しない。

国土交通省第6回CM方式(ピュア型)の制度的枠組みに関する検討会(令和元年9月25日)資料より

### 4-6-3 望ましい著作権の在り方

#### (1) 建設コンサルタントの著作権

日常的に作成する報告書や図面は企業の著作物であり、重要な知的財産である。

著作権法第10条および第12条に基づき建設コンサルタントの著作物を整理すると、おおむね表4-6-4に示ようになる。報告書を始めとして図面、写真、プログラムなど数多くのものが著作物に該当する。

建設コンサルタントにとって日常的に作成する報告書や図面のほとんどは著作物であり、作成と同時に自動的に発生する著作権（一般には法人著作権）は知的財産権のうち特に重要なものといえる。企業にとって、重要な知的財産といえる。

表4-6-4 建設コンサルタントの著作物

著作権法における著作物	建設コンサルタントの著作物	著作権法の該当条文
言語の著作物	報告書、企画書	第10条
美術の著作物	イメージバース	同上
建築の著作物	設計した構造物等	同上
図形の著作物	地図、設計図面、図表、模型等	同上
映画の著作物	ビデオ等	同上
写真の著作物	写真、CG	同上
プログラムの著作物	プログラム	同上
編集著作物	編集物	第12条
データベースの著作物	データベース	同上の2

#### (2) 標準約款の下での著作権の課題

著作権には、財産権と著作者人格権があり、著作者人格権には公表権、氏名表示権、同一性保持権がある。著作者人格権は、譲渡できない権利にも関わらず、建設コンサルタントにとって十分に保護された権利とはいえない状況にある。

標準約款第6条には、成果物に対する建設コンサルタントの著作権が明記されており、この内容は表4-6-5のように整理できる。

著作権は、財産権と著作者人格権の二つに分かれ、このうち財産権は譲渡できるが、著作者人格権は法的には譲渡できない権利である。標準約款では、「受注者である建設コンサルタントは著作権のうち財産権の全てを成果物引渡しと同時に無償で発注者に譲渡する」ことになっている。

一方、著作者人格権には公表権、氏名表示権、同一性保持権があるが、いずれも譲渡できない権利であり、建設コンサルタントに権利がある。発注者及び建設コンサルタントともに、これらに関する理解が必ずしも十分ではない状況にある。著作者人格権については、「4-6-3 (4) 業務成果発表等における受注者権利の適正な行使」2)項に詳述する。

表 4-6-5 標準約款における著作権の帰属

著作権		発注者		受注者		標準約款
著作者人格権	公表権	○	受注者の同意推定により受注者の承諾なく自由に公表できる	△	発注者の承諾を条件とする	第6条/第2項、第4項
	氏名表示権	△ (*)	著作者の氏名変更の場合には受注者の承諾を必要とする	○ (*)		同2項
	同一性保持権	△ (*)	当該著作物の利用目的実現のための改変に受注者は同意する(利用目的外の場合には事前に受注者の同意が必要)	○ (*)		同3項
財産権	複製権、上演権・演奏権、公衆送信権等、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権等、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利、映画の著作権の帰属	○ (*)	受注者から発注者へ無償譲渡	△	発注者の承諾を条件に使用又は複製できる	同1項/第4項

注) ○：基本的に帰属、△：相手方の承諾、同意が必要 (\*): 成果物が著作物の場合

### (3) 望ましい著作権の在り方

財産権、著作者人格権について、全てを発注者に譲渡するのではなく、発注者と受注者が共有するなどの新たな枠組みが必要である。

建設コンサルタント業務の多くは、公的な機関からの委託業務である。その成果物は公益性が高いものであり、その対価は国民からの税金によることから、社会通念上ある程度の権利の譲歩(権利の不行使)を前提とすべきである。この点を踏まえた上でも、現行の標準約款には課題や表現上の不備あるいは片務的な内容といえる。

#### 1) 財産権の譲渡

建設コンサルタントの成果の著作権は、いうまでもなく著作者である建設コンサルタントに生じた権利である。財産権を行使する権限が本来は受注者にあることから、これを一方的に譲渡するのではなく、発注者の使用权を許容する方向に変更するのがあるべき姿といえる。

譲渡が行われたとしても、当該業務での目的外には使用ができないように明確な縛りが必要である。無償で譲渡との表現ではなく相応の対価をもってとするか、あるいは全てを譲渡ではなく、建築設計のように著作権の帰属は個々のケースに応じて「受注者又は受発注者共有」と選択肢を設けることなどが必要である。発注者にいかなる合理的な理由がある場合でも、少なくとも発注者は著作者である受注者と協議するのが本来の方向といえる。なお、同時に、建設コンサルタントが契約する協力会社との間での著作権の在り方についても同様の手続をとることは当然である。

#### 2) 著作者人格権

建設コンサルタントの成果や業務活動を通して得た知見は知的財産である。建設コンサルタントの知的財産への認識は改善されつつあるものの、他産業に比べてまだまだ低いといえる。成果

がアイデアや手法ならば特許で保護し、その具体的実現方法としてプログラムが必要ならば、これを開発し、著作権で守るといった知的財産の保護行動が求められる。国内でも、海外の技術的競争の激化を背景に、知的財産に対する理解が増している。

単に研究成果を発表するだけでなく、原作者の保護と技術の健全な発展のために、こうした行動は必要な対応である。また、取得後の権利の濫用は厳に慎まなければならないが、必要最低限の保護措置は、標準約款やガイドラインなどで明らかにするとともに、企業としても対策を講ずる必要がある。

#### (4) 業務成果発表等における受注者権利の適正な行使

##### 1) 業務成果物と記名

建設コンサルタントの成果物は法人著作物とすることが妥当である。同時に作成者の氏名も成果物に記載することが望ましい。

建設コンサルタントの著作物は、報告書をはじめとして図面、写真、プログラムなど数多くのものが該当する。建設コンサルタントの成果物は、その名義で公表されることを前提にすると法人著作の要件を満たすことになる。また、著作物利用の観点から考えても、業務を遂行する多数の著作者（技術者）からなる共同著作よりも法人著作とする方が合理的であることから、建設コンサルタントの成果物は法人著作とするのが妥当である。

ただし、今後の技術の発展や責任の明確化、更には TECRIS の動向（技術者個人の重視）を考慮すると、作成者の氏名も成果物に記載することが望ましい。

##### 2) 著作者人格権の行使

論文発表などにより公表権は認められつつある。構造物の銘板への設計者名表示により氏名表示権も認められつつある。標準約款などで明文化されることを目標に、今後もこれらの著作者人格権のアピールが必要である。

国土交通省は、建設コンサルタントに業務委託する場合に締結する標準的な契約書として標準約款を作成している。標準約款では、著作権は成果物の引き渡しとともに、無償で発注者に譲渡することになっているが、著作者人格権は一定の制約を設けつつも、受注者に配慮していることが分かる。建設コンサルタント（法人著作）として、著作者人格権の行使について以下に事例を挙げて示す。著作者人格権が譲渡できない点については、「4-6-3 望ましい著作権の在り方」（2）項に詳述する。

###### a) 公表権の行使

成果物の著作権を発注者に譲渡した場合、法的には発注者が公表することについて受注者が同意したものと推定される（「推定規定」といわれる）。また、一度公表すると著作者の公表権は消滅すると考えられる。したがって、成果物の著作権を譲渡した場合、公表する意思決定は事実上発注者に委ねることになるが、受注者である建設コンサルタントとして、発注者の承諾を取りつつ、技術力や実績を積極的にアピールしていく必要がある。

###### b) 氏名表示権の行使

氏名表示権行使の事例としては、報告書への企業名表示、図面タイトルブロックへの企業名・

技術者名表示、構造物の銘板への企業名・設計者名表示などが挙げられる。

報告書への企業名表示は国土交通省をはじめ、各発注機関で次第に進みつつある。発注者と並列表示の場合も依然としてあるが、最終的には受注企業名を単独で表示することが制度本来の姿である。図面のタイトルブロックへの企業名や技術者名表示については、創造性の尊重、設計責任の観点からは技術者個人（管理技術者、担当技術者、照査技術者）の氏名も明記すべきだと考える。なお、図面の表題欄に会社名や管理技術者名を記載することについては、関係者の理解もあり一部実現しているところもある。

構造物の銘板に設計者の名称を表示することは、土木学会のコンサルタント委員会の著作権研究活動でも提言として出されている。同提言では、景観デザインを行った構造物・庭園などを中心として、「構造物の銘板や工事標識類（表示看板）に著作者である設計者の氏名表示」が望まれている。

国土交通省各地方整備局において土木工事共通仕様書で~~は~~、銘板工への企業名・技術者名の記載について指定されている。銘板への技術者名の明記は、技術者のやりがいの創出の効果があり、建設コンサルタントの魅力発信のほか担い手確保に繋がる活動であると考えられることから、積極的に運用されることが望まれる（技術者名の明記にあたっては、明記の可否について当該技術者への確認が必要）。

#### c) 同一性保持権の行使

建設コンサルタントとして、本来の事業目的実現のための成果物の改変には同意するものの、事業目的の範囲外の利用には事前同意が必要となるはずである。建設コンサルタントは自らの成果物の公共性に配慮しつつ、本来の事業目的の範囲の内外について、判断基準を持ち、権利主張すべきところは明確に主張していくべきである。例えば、発注事務所以外からの利用・改変の要求は、本来の事業目的の範囲外と解される。受発注者の関係は、対等な双務関係であるとの認識に立って判断する必要がある。

### (5) 意匠の実施の承諾等

改正意匠法においては、建築物（土木構造物含む）の外観・内装のデザインが新たに意匠法の保護対象となったことから、標準約款(第8条の2)において、受注者が意匠登録を行う場合や意匠登録を受ける権利及び意匠権の譲渡に関する規定が設けられた。

意匠権とは、物品の特徴的なデザインに対して与えられる独占排他権であり、特許庁へ出願し、意匠登録することで発生する権利である。

昨今、企業が店舗の外観や内装に特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出する事例が増えていることから、令和2年4月1日施行の意匠法改正により、従来動産にのみ認められてきた意匠権の対象が、不動産である建築物に拡大された。

意匠法の対象となる建築物とは、「土地の定着物であり、かつ、人工構造物であるもの。意匠登録の対象とするものは、建築基準法の定義における建築物の用語の意よりも広く、建設される物体をさし、土木構造物を含む。」（特許庁「意匠審査基準」2020年3月19日改訂）とされている。上記のことから、改正後の標準約款では、受注者が自身の登録意匠を業務に使用する場合や、業務の過程において新たに意匠登録が可能なデザインを創作した場合の取り扱いが設定されている。



### 4-6-4 責任担保制度の確立

#### (1) 責任保険制度の概要

標準契約約款の策定を受けて発足した損害賠償責任保険制度（正式名称「建設コンサルタント賠償責任保険」。以下「建コン賠」という。）では、財物損壊等に対する一般的な危険を担保するほか、使用目的に支障を来す場合も担保危険の範囲とする建設コンサルタント業務特別条項を規定している。

保険で補対象となっている業務は以下のとおりである。

- ① 日本国内の土木構造物に関する土木設計業務を対象とし、施工管理業務は除く。ただし、施工管理業務のなかで発注された設計業務については対象となる。
- ② 土木設計業務には建築物の設計は含まないが、土木構造物に従属関係にある建物(機械棟、管理棟等)の設計は含む。
- ③ 「地質調査登録規程」に基づいて地質調査業務を国土交通省に登録している協会会員は、それを対象とすることができる。
- ④ 上記の他、土地・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務も対象となる。

#### (2) 運用実態

##### 1) 加入状況

近年、加入会社数は伸び悩んでいる。加入率で見ると会員企業 487 社（前年同期比+24 社）に対し、39.2%（前年同期比-2.0%）である。保険制度の加入会社数の推移と加入状況については表 4-6-7～4-6-8 のとおりである。

表 4-6-7 保険制度  
加入会社数の推移

	加入会社数	伸び率
1998.3	164	
1999.3	174	6.1%
2000.3	178	2.3%
2001.3	186	4.5%
2002.3	184	-1.1%
2003.3	187	1.6%
2004.3	186	-0.5%
2005.3	184	-1.1%
2006.3	180	-2.2%
2007.3	186	3.3%
2008.3	178	-4.3%
2009.3	180	1.1%
2010.3	180	0.0%
2011.3	181	0.6%
2012.3	180	-0.6%
2013.3	184	2.2%
2014.3	190	3.3%
2015.3	191	0.5%
2016.3	190	-0.5%
2017.3	194	2.1%
2018.3	195	0.5%
2019.3	191	-2.1%
2020.3	191	0.0%

表 4-6-8 保険制度加入状況

(2020年3月31日現在)

保険限度額	契約内容				加入社数	構成率
	設計のみ	設計+地質	設計+測量	設計+地質+測量		
10億円	—	2	—	—	2	1.0%
5億円	—	2	—	1	3	1.6%
3億円	2	4	—	1	7	3.7%
2億円	1	3	—	1	5	2.6%
1.5億円	—	1	—	1	2	1.0%
1.2億円	—	—	1	—	1	0.5%
1億円	11	14	5	18	48	25.1%
7千万円	—	2	—	1	3	1.6%
5千万円	21	17	6	18	62	32.5%
4千万円	1	1	—	—	2	1.0%
3千万円	12	10	4	8	34	17.8%
2千万円	3	2	2	3	10	5.2%
1千万円	8	—	2	2	12	6.3%
合計	59	58	20	54	191	100%

## 2) 保険事故の発生状況と保険収支

保険事故の発生件数と支払金額は、表4-6-9のとおりである。損害率{（支払保険金＋未払保険金）÷保険料収入}が100%以上となる年度が発生し、損益分岐点でもある予定損害率（65%）を上回る年度も生じたため、保険収支は厳しい状況にあった。

近年の傾向として、保険金支払件数および保険金支払金額が減少しており、保険収支はやや改善傾向ある。

表 4-6-9 保険支払件数・金額推移（金額単位：千円）

支払年	件数	支払金額	支払年	件数	支払金額
1999	1	7,000	2010	18	377,622
2000	7	74,962	2011	15	259,483
2001	10	105,794	2012	16	498,793
2002	14	282,841	2013	19	201,695
2003	18	265,412	2014	16	420,189
2004	12	120,926	2015	11	247,641
2005	17	187,349	2016	11	391,130
2006	20	335,320	2017	7	236,461
2007	19	302,851	2018	8	215,076
2008	29	512,929	2019	3	218,464
2009	14	180,988	2020	1	14,880
			合計	286	5,457,810

注) 2020年3月31日現在。1件当たりの支払金額：19,083千円

## 3) 品質確保に向けた官庁の動向と建コン賠の必要性

国土交通省では設計業務の品質確保のため、発注者としての役割を果たす取組みを進めている。したがって、受注者は品質確保がますます重要となり、発生する可能性のある契約不適合等の「リスク移転の手段」として、建コン賠の必要性がより一層高まるものと考えられる。

### (3) 安定的な制度運営に向けて

#### 1) 建コン賠制度の改定

保険収支が厳しい状況下であった2014年3月に、安定的な制度運営を図ることを目的に保険料の改定を実施した。主な内容は、①保険料率の一律3%アップ、②損害率による保険料割増・割引制度の改定、③高額免責および縮小てん補80%適用（保険利用後5年間適用）の3点である。

近年、保険収支が改善傾向を示したことから、上述の割増制度について緩和する制度改定を2020年3月に実施した、主な内容は以下のとおり。

##### ①保険料水準の引き下げ

保険金の支払いを受けた会社に対して、保険料割増係数を一部引き下げる。

##### ②保険加入条件の緩和

保険金の支払いを受けた会社に対して、翌年度の必須加入条件（縮小支払割合80%および高額自己負担額の設定）の適用期間を5年から3年に短縮する。

#### 2) 保険制度説明会の実施

保険制度に加入する企業数は、2015年以降増減を繰り返すもの変わらない状況にある。加入企業の増加は収支改善のためにも、保険制度の存続のためにも必要である。

毎年協会では本部と支部との共同開催による制度説明会等を通じて、未加入企業に対し加入が望まれる背景とそのメリットを訴え、引き続き保険加入企業の増加を推進する。

### 3) 第三者賠償補償制度の導入

建設コンサルタントが各種調査業務に当たり発生した偶発的な事故により、第三者の身体や財物に損害を与え法律上の賠償責任が発生した場合、その責任額を補償する第三者賠償補償制度が2008年度（平成20年度）に会員企業を対象に導入された。

同制度は建コン賠とは独立して運営されるものであり、直接的に建コン賠の加入促進や収支改善に寄与しない。しかし、同制度の導入は会員企業に賠償補償の必要性・重大性を認識してもらう機会として加入促進の効果も期待されている。

さらに、協会では以下に述べる制度改善を近い将来に実現させることにより、保険制度の充実と一層の加入企業数の増加を見込みたいと考える。

### 4) PFI・DB向け特約保険制度の導入

標準契約約款に該当しないPFI契約やDB契約などはこれまで建コン賠制度の対象外であった。加入企業の要望を受けて、2019年3月から特約保険として導入を実施した。

建コン賠が発足して以来、契約業務の多様化が進み、PFIやDBの契約案件は増加し続けている。これらの契約制度は、建コン賠制度では適用できない問題（「(4)2 保険てん補対象業務の見直しと明確化」に後述する。）があった。これを改善するため、PFIやDBについても担保できる特約保険を2019年3月から導入した。特約保険の加入会社数は30社(2020年3月31日現在)となっている。

## (4) 制度改善の方向性

### 1) 責任範囲の明確化

複雑化し多様化する業務の特性（請負型業務又は委任型業務）に応じ、発注者と建設コンサルタントの責任範囲の線引きを行う取組みを目指している。

現行の標準約款では成果物に契約不適合が生じた場合、建設コンサルタントはサービスの対価に対して過大な責任を負う可能性があり、経営の根幹が揺らぐ恐れも想定される。

協会では標準約款の改定検討を行い、責任範囲の明確化を目指し、この成果に沿って保険制度の改善に取り組む計画としている。

### 2) 保険てん補対象業務の見直しと明確化

協会では、保険加入の魅力を高める方向で保険てん補対象業務の見直しとともに、対象範囲の定義の明確化を図る。

PFIやDB契約に限らず、建コン賠が発足して以来、契約業務の多様化が進み、当初想定されていた保険てん補対象業務の範囲から外れる業務が増えている。保険請求が無効となる事例が発生しているため、これを改善する必要がある。

### 3) 保険加入の義務化

協会では、保険制度の必要性と活用に対する発注者側への理解を進め、我が国の建設コンサルタント契約において、損害賠償責任保険加入を義務付けるような働きかけを継続することが今後も必要である。

海外においては、世界銀行（WB）が行っているように、損害賠償保険加入を契約時の条件とする事例が多く見られる。

契約不適合が発生した場合には、発注者側から建設コンサルタントに対して、損害賠償責任を積極的に求める傾向が近年強まっていることがうかがわれる。社会的に責任のある建設コンサルタントが、安定的に業務を遂行するために保険に加入することは、「リスク移転の手段」として非常に重要なことである。

## 4-6-5 建設コンサルタントの法的制度の制定に向けて

### (1) 建設コンサルタント登録規程改正

国土交通省では、建設コンサルタントに、測量業、地質調査業を加えた3業種を建設関連業と呼び、建設生産・管理システムの「上流部」における技術サービスの提供者と位置付けている。これらの建設関連業の今後の在り方について、国土交通省において「建設関連業検討会」（座長：小澤一雅東京大学大学院教授、平成20年12月～平成22年3月）が開催され、建設コンサルタントの在り方・方向性について議論され、建設コンサルタント登録規程の改正準備を経て、平成23年3月14日付けで改正された。また、建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用の方針についても、適宜、改正が行われ、令和元年9月14日から施行されたものが最新となっている。

### (2) 建設コンサルタントの取組み

建設コンサルタントという職業を確立し、社会・国民から認知され、より誇りある職業として企業や技術者が活躍できる場を確立するために、建設コンサルタント登録制度の地方公共団体への活用促進の働きかけの強化、また、長期的には法制化を念頭にした議論・検討を進めているところである。

#### 1) 登録制度の活用促進

社会資本を整備し、利用する側であるクライアント（発注者）及びユーザー（国民）の立場からも、国が定める要件を満たし、高い専門技術力と職業倫理を保持した、信頼できる建設コンサルタント企業がその仕事に携わることは、安全で安心な国土を形成・持続する上でも極めて重要な要求事項である。

その意味でも、既に制度化されている建設コンサルタント登録規程を更に有効に活用することが必要であるといえる。

参考までに、地方公共団体（都道府県・政令指定都市）における登録制度の活用実態について、入札参加資格審査段階での活用状況を図4-6-3に示す。

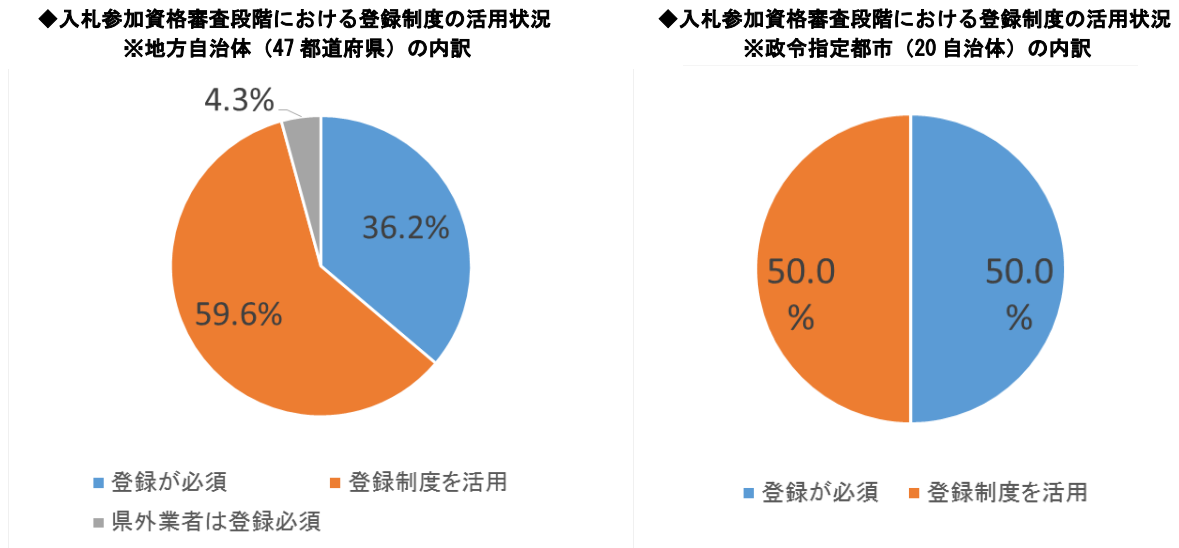


図 4-6-3 令和元年度 地方公共団体（都道府県・政令指定都市）  
入札参加資格審査段階における登録制度の活用状況

建設コンサルタント登録規程の活用状況としては、半数弱の地方公共団体が登録を義務付け運用している。それ以外は登録制度を活用しているものの、未登録でも資格審査申請が可能な自治体が多い実態がうかがえる。

令和元年には東京都、千葉県、北海道及び青森県にて登録制度に関する現状と認識を確認するためのヒアリング調査を実施した。自治体独自の品質確保規定を策定しているケースもあるが、登録制度の意義が認識されていないという課題も確認された。よって、今後も引き続き建設コンサルタント登録制度の活用促進を押し進めていく。

## 2) 法制化に向けて

社会資本整備に求められる質の変化は、建設コンサルタントの仕事に新たなニーズ（キーワード：防災、アセット、ライフサイクル、VE、CM、性能設計、福祉、コミュニティ、PFI、環境対策等）が加わることとなってきた。それに伴い、取り扱う業務の難易度は高まり、建設コンサルタントが関与すべきマーケットは、従来にも増して広がりをもったものとなってきている。

しかし、国民にとって社会資本整備という極めて重要な事業に携わる建設コンサルタントという職業は、それを明確に位置付ける法律がないことから、社会的認知度が高いとはいえ、責任の所在や役割、立ち位置が明らかにされていないまま今日に至っている。

このことは、新たな人材の育成・確保、技術の継承・発展といった面にも少なからず影響を及ぼしており、高度な技術力を発揮し、国土の発展に持続的に寄与するプロフェッショナルな職業となるためには、いまだ様々な課題を抱えているのが現状である。

令和元年 6 月に施行された改正品確法において、「調査・設計の重要性」として公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）の品質確保が重要であると位置付けられたことから、今後建設コンサルタントとして社会資本の整備・維持管理の品質を確保するために、その技術を有する者が適切に評価される仕組みが必要となってきてい



る。

建設コンサルタントの職業を法律により明確に位置付けることは、社会が要求するニーズに対し、その責務や役割を見える形で示すことであり、建設コンサルタント技術者が携わる、様々な仕事の品質や認知度、社会的信頼度を高め、優秀な人材が集い、不適格業者等を排除し、結果として、国土の発展に大いに貢献できるものとする。

また、法制化に当たっては、建設コンサルタント技術者の備えるべき能力を要求事項として明記するなど、職業領域、資格要件等を定め、成果の品質を高いレベルで維持する仕組みを用意することが必要である。

これらを踏まえ、建設コンサルタントの法制化については、近い将来における短期的な実現化は難しいが、継続的に議論、検討を進め、その実現化を目指して取り組んでいるところである。

#### 4-6-6 電子成果品の原本性確保

電子成果品の原本性確保を担保するためには、従来の手書きの署名といったアナログ的手法ではなく、今後は電子署名のようなデジタル的手法が望ましい。また、リスクマネジメントや成果品の公共財としての管理の観点から中立的な第三者保管管理機関の存在が不可欠となる。一方、BIM/CIMの進展に伴い、ルールや運用がこれからも変更されていくため、今後の動向の注視が必要である。

### (1) 電子納品の現状

#### 1) 国土交通省の電子納品

電子納品は、調査、設計、施工などの各フェーズ（業務段階）の最終成果を電子成果品として納品することを指し、事業に係わる電子情報の共有や連携を通じて公共事業の円滑な推進と品質の確保を図るものである。

国土交通省では、平成13年度から電子納品が開始され、業務は開始当初から全ての案件がその対象となった。現在、業務成果の電子納品は要領・基準類に則り、国土交通省の各事業で、一般土木、電気、機械の各分野にわたり広く実施されている。

#### 2) 都道府県等の電子納品の概況

国土交通省で全面実施している電子納品は、都道府県にも浸透している。平成25年度の時点で、既にほとんどの都道府県で電子納品制度を整備・導入している。これらの都道府県の大部分が、国土交通省の要領・基準を採用している。また、政令市においても、その約90%が電子納品制度の導入を進めている。電子納品は、国から地方へ普及し、一般化の領域に入ったといえる。

### (2) 現状における課題

#### 1) 電子成果品の原本性確保

##### a) 原本性確保の必要性

見読性に劣るCDの利用に起因する電子成果品の誤使用、本人が意識しない誤ったデータ修正と提供、原本性侵害はその状況により瑕疵責任や賠償責任、企業の技術的信頼あるいは財務基盤に影響を与えることとなり、看過できない問題となる。今後、電子納品の定着に伴

い電子成果品（データ）の利用が一層盛んになることが予想され、受発注者双方での円滑な利活用及び成果品利用に伴う契約不適合・賠償責任、更には違法行為の判定といった法的対応の面から、原本性の確保が重要になる。

原本性の確保と改変履歴の管理を確実にを行うことにより、こうした場面に対処する必要がある。原本を作成した受注者（建設コンサルタント）が、常に責任を問われることのないようにすることが求められる。

#### b) 現在の電子納品の状況

現在の国土交通省での電子納品の運用では、納品する電子データを格納した CD-R 等の表面に受発注者双方が署名することによって原本性を確保している。これは、CD-R 等が上書き不可の媒体の場合、「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは真正に成立したものと推定する」との「民事訴訟法」の規定によって紙の文書が保証されることと同等とみなしている立場の運用である。

しかし、技術の進歩や 3 次元データの活用が進展することによって、データ容量は増加の一途をたどっており、容量の限られている媒体での納品には限界が見え始めていることや、今後のオンライン電子納品の導入の方向性も考慮すると、「署名」というアナログ的な手法ではなく、電子的な原本性確保の仕組みを取り入れることが必要である。

技術的には多くの仕組みが開発されており、法的にも平成 13 年から電子署名法が施行され、「電子署名」の技術は法的にも認められることとなった。例えば、平成 14 年開始の電子入札においては、（電子）入札書に電子署名を行い、その正当性を認証局が担保するという運用が既に行われている。今後は、電子成果品に対してもこれらのデジタル的な技術・手法を適用していくべきと考えられる。国土交通省等においても、効率化のための近年の取り組みとして、Web 会議やオンラインでの納品、電子契約を取り入れる方向にあり、一部試行を行っている状況である。本格的な動きには至っていないものの今後の動向を注視しておく必要がある。

#### c) 原本性確保に向けた対策（案）

今後の建設コンサルタント業界のなかで、成果品の電子化を推進し、その利活用の効果を最大限に発揮するためには、前述の技術的な側面と合わせて運用の観点からも対策が必要であり、そのためには第三者による中立的保管管理機関（図 4-6-4）の存在が不可欠である。近年のクラウド技術の発達、その急速な普及などの状況を考えると、中立的な立場で適切に成果品を管理し、必要に応じてデータの閲覧を可能とし、更には将来のオンライン電子納品も可能にすることを視野に入れると、インターネット上に存在するクラウドサービスの形態になるものと考えられる。

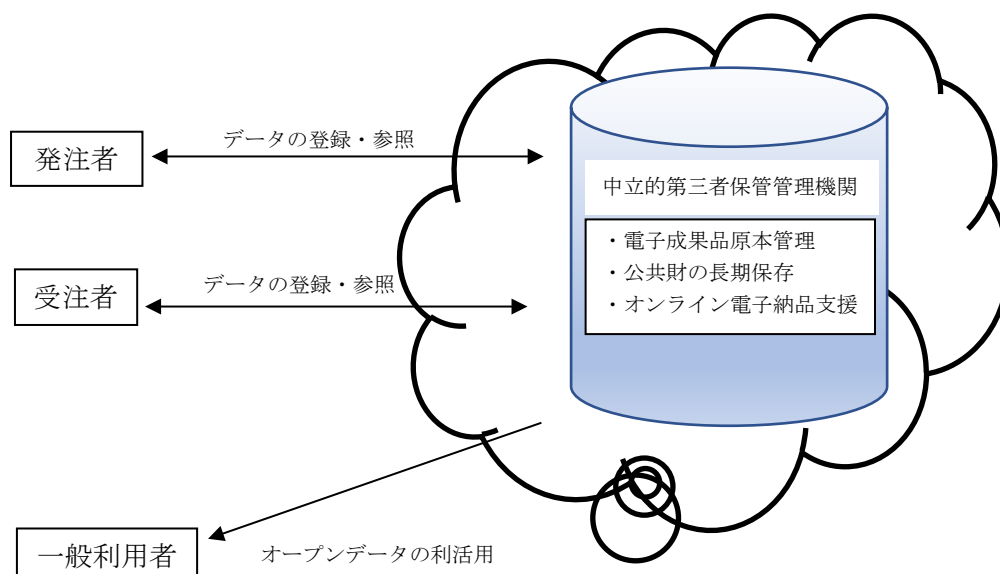


図 4-6-4 新社会機能（インフラ）としての保管管理機関のイメージ

国民に代わって公共事業を推進する発注者にとっても、リスクマネジメントや成果品の公共財としての管理の観点から、保管管理機関の必要性が考えられる。

【発注者の視点からのリスクマネジメント】

- ・災害（火災等の人災、自然災害）による成果品の消失
- ・業務段階における責任の明確化（法的対応時の第三者資料の活用）
- ・建設コンサルタント等の倒産

【公共財としての長期保存】

- ・公共事業に関わる成果品は国民の共有財産
- ・散逸や部分的な欠落を防ぎ、長期にわたり集中的に保存

電子成果品は、①コピーや編集・加工が容易なこと、②ネットワークを介した広範な利用が可能なこと、③改ざん、すり替え等が容易で痕跡も残らないこと、④ソフトの誤使用などの電子的特徴等から、その利用や保管に当たっては課題があると認識している。

情報共有の観点からは国土交通省の工事発注において運用中の「工事施工中の情報共有サービス」が参考事例となり、また成果品の公表の観点からは、平成 30 年に運用を開始し、広くボーリングデータの情報を集約・公開する「国土地盤情報データベース」が参考となる。

また、一部機能の運用を開始した、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が構想を発表している「JACIC クラウド」も参考となる。

協会は、公共事業の情報化を推進するに当たって、第三者保管管理機関が、国民的財産となる電子成果品を保管するとともに、原本性を確保し、瑕疵問題等の公正な判断に資すると期待するものである。

## 2) BIM/CIM への対応

国土交通省は、近年 BIM/CIM (Building and Construction Information Modeling /Management) の取組みを推進しており、関連する各種要領が公表されている。特に3次元モデルを納品する際に適用される「BIM/CIM モデル等電子納品要領（案）及び同解説（令和2年3月）」が策定され、今後3次元モデルの納品が徐々に増加していくと考えられる。

3次元モデルは従来のCADデータ等と違い、容量が非常に大きくなり、この大容量のデータを円滑に扱うための新たなルール作りが必要とされている。一方で、BIM/CIMはまだこれから普及・拡大していく取組みであり、今後も一定の試行錯誤が続いていくと考えられる。

また、従来の電子納品では、ルールどおりの電子成果を作成することに工数が掛かっており、経費は増大する傾向にあった。新たなルールを決める時には、技術的に原本性が確保されることを保証しながらも極力負担の少ない方法にすることも考慮しなければ、将来に禍根を残すと考えられ、今後の納品ルールの策定、運用状況を注視していく必要がある。